

令和4年11月22日
関東信越厚生局

保険医療機関の行政処分について

令和4年11月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」について、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

(1) 名 称	医療法人社団深山会 深山会クリニック
(2) 所在地	東京都新宿区新宿3-11-11 ダイアン新宿ビル9階
(3) 開設者	医療法人社団深山会 理事長 林 道也
(4) 指定取消年月日	令和4年11月23日
(5) 根拠となる法律	健康保険法（大正11年法律第70号） 第80条第5号

【行政処分に至った経緯】

保険医の登録取消処分により保険診療が認められないにもかかわらず当該医師が診療を行ったものについて保険請求を行っている旨の情報提供があり、患者調査を行ったところ、保険医登録の取消をされた医師が行った診療を、保険診療として診療報酬を不正に請求していること及び当該医師以外の医師の名前を利用し、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われた。

診療実態の確認が必要と判断し、個別指導を実施したところ、正当な理由なく2回の個別指導に出席しなかった。

情報提供内容及び患者調査の結果から、診療報酬の請求に不正又は著しい不当が強く疑われたこと、また、正当な理由なく個別指導を拒否したことから、監査要綱の第3の2及び4に該当するものとして、令和3年6月から令和3年9月まで計3日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

開設者である林道也は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。